建設工事業務の入札参加登録をされている皆様へ

令 和 ４ 年 ５ 月
大阪広域水道企業団

最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等の算定基準の改定について

大阪広域水道企業団では、建設工事業務における、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格等の算定基準について、下記のとおり改定することとしましたのでお知らせします。

なお、新しい算定基準は、**令和４年７月１日以降に公告する案件から適用**します。

記

１．建設工事の最低制限価格及び低入札価格調査基準価格の算定基準の改定

＜令和４年６月 30 日までの公告案件＞

直接工事費　の　９７％
共通仮設費　の　９０％
現場管理費　の　９０％
一般管理費等　の　５５％
の合計額

設定範囲：予定価格算定基礎額の７５～９２％

⇒

＜令和４年７月１日以降の公告案件＞

直接工事費　の　９７％
共通仮設費　の　９０％
現場管理費　の　９０％
一般管理費等　の　**６８％**
の合計額

設定範囲：予定価格算定基礎額の７５～９２％

※例外措置：昇降機設備工事及び浴槽設備工事　⇒　予定価格の 75%

２．建設工事の失格基準価格の算定基準の改定

＜令和４年６月 30 日までの公告案件＞

直接工事費　の　８５％
共通仮設費　の　７０％
現場管理費　の　７０％
一般管理費等　の　５５％
の合計額

設定範囲：予定価格算定基礎額の７０～９０％

⇒

＜令和４年７月１日以降の公告案件＞

直接工事費　の　**８７％**
共通仮設費　の　７０％
現場管理費　の　**８０％**
一般管理費等　の　**６８％**
の合計額

設定範囲：予定価格算定基礎額の**７５**～**９２**％

※令和４年７月１日以降に公告する案件から、下二重線太字のとおり改定されます。
※上記に掲げる以外の業務については変更ありません。

詳細は「大阪広域水道企業団建設工事予定価格等算定要領」及び「予定価格等のランダム係数処理基準」をご参照ください。

問合せ先
大阪広域水道企業団　経営管理部
会計課　契約グループ
TEL 06－6944－6047